

研究論文

長崎国旗事件の真相とその意味

祁 建民*

1958年5月に起きた長崎国旗事件は戦後の日中関係において重大な事件となった。この事件の後、日本側の「政経分離」政策による両国間の交流は続けられなくなった一方、中国の対日政策も転換した。これによって、戦後日中関係は新たな段階を迎えた。

I. 事件の経緯

事件の経緯は次の通りである。1958年4月30日から(5月2日まで)長崎市の中心地にあるデパート「浜屋」の4階で、日中友好協会長崎県支部主催の「中国切手、剪紙(きりがみ)、錦織展示会」が開催されていた。会場内には中華人民共和国の国旗も掲げられていた。この国旗は「天井からつるされており、会場を訪れた人々には、嫌でも目に付くものであった」。実はこの展示会は「中国の物産を販売して利益を上げるといふ営利目的を超えた、すなわち中国との国交正常化を願う運動のデモンストレーションでもあった」¹。5月2日午後、二人組の男の一人(関東、せきひがし)が、突然に会場に掲げていた中華人民共和国の国旗を引き降ろした。関は通報を受けて駆けつけた警察官にその場で逮捕され、事情聴取後、釈放された。これに対して、日中友好協会長崎県支部は発表した声明の中で、岸内閣の一連の対応を批判

し、犯人の嚴重追及、及びその背後関係も明確にし、刑法第九十二条(外国国章損害など)にのっとり、善処するように、つよく要求した。その後、長崎地検は軽犯罪法を適用して、科料500円の略式命令を長崎地裁に請求し、同地裁はそれを認可した。しかし、この事件は日中関係に大きな陰影をもたらした²。

事件後、中国側が猛反発した。5月8日、中国政府は対日輸出許可書の発行を中止し、日本を訪問していた中国五鉱会社の代表団を緊急帰国させた。5月9日、中国の副総理兼外交部長陳毅は談話を発表し、日本政府を厳しく非難した。「中国の国旗を侮辱した長崎事件は、岸内閣が直接容認し、その保護のもとに作りだされたものである」。また、「岸信介が米国と蒋介石一味におもねるために中日貿易を破壊し、中国を侮辱し、六億の中国人民を敵視することは、けっして日本人民になんの利益ももたらさない」、「岸信介は、これによって生ずるいっさいの結果に対し完全に責任をおわなければならない」と警告した³。中国の外交文書によれば、この声明は毛沢東、鄧小平など中国の最高指導者たちの審査閲覽を通過していた⁴。当日、中国上海ラジオ局の国際放送により、日本との間に調印したすべての契約を無効にすると通告した。5月11日、岸首相は次のように反駁した。「われわれは台湾の国民政府との友好関係を無

*長崎県立大学国際情報学部教授、山西大学中国社会史研究中心特聘專家

視して、直ちに中共を承認することは出来ない。国旗問題では、中共政府はもっと冷静に考えるべきだ」、「国旗損壊罪は、独立国家として互いに承認しあっている国についてのみ適用されるもので、この点について中共政府がとやかくいうのは、日本の政局になんらかの影響を与えようとの意図によるものと考えざるを得ない」⁵。このような応酬がエスカレートすることによって、事態はさらに深刻化した。その後、中国側は一連の報復措置を打ち出した。外国記者との会見で陳毅外交部長が、「われわれは五月十一日をもって中日間の経済・文化交流をすべて断絶することを決定した」と明言した。中国の当局は禁漁区に侵入した日本漁船を拿捕し、貿易商談を一齐に停止した。鋼鉄協定（初年度79億円）などの商談を打ち切りにし、中国歌舞団の公演を打ち切りにし、婦人代表団の訪日とスポーツ交流も中止した。これによって、契約履行不能商談1262件、110社、約3500万ポンドに達した⁶。中国赤十字会は岸政府が中国敵視政策を変えなければ、日本人引き揚げ事業を中止すると通告した。中国漁業協会は日中漁業協議へ民間漁業協定を延長せよと打電した。

長崎国旗事件によって、第四次日中民間貿易協定の交渉は終止符を打った。「人民政府の貿易代表部の設置の『余地』が事実上完全に消失した。岸にとって、長崎国旗事件は作為からの解放と岸内閣の『二つの中国』政策全般の挫折とを同時にもたらした事件であった」⁷。従って、「五二年六月高良、帆足らの努力によって道を開け、ようやく発展へ向かってきた友好交流も、すべて断ち切られることになったのである」⁸。

その後、日中関係の断絶を開閉するために、中国側はその条件を示した。1958年8月、日本社会党参議院議員佐多忠隆が中国を訪問した、

中国側と数回長時間にわたって話し合った結果、日中関係の打開について、中国側は次のような具体案をもっていることが明らかになりました。即ち岸政府は明確に次の態度を決め、これを保証すること。(1)直ちに中国を敵視する言動と行動を停止し、再び繰り返さないこと。(2)「二つの中国」をつくる陰謀を停止すること。(3)日中両国の正常関係の回復を妨げないこと。(4)長崎国旗事件に関して岸政府は三つの処置をとるべきこと。1、政府は正式に政府代表を現地現場に派遣して再びわれわれの国旗をそこにかかげること。2、国旗事件の関某は中華人民共和国の国旗を侮辱した罪によって、それにふさわしい罰をうけねばならぬ。3、長崎国旗事件を惹起した点で岸政府は中国に対して謝罪の意を表する正式代表を北京に派遣すること。(5)「二つの中国」をつくる陰謀停止の証明のために次のような声明をすべきこと。その声明は文字とおりになされ、一字もかけてはならない。「日本政府は中華人民共和国と正常な関係の回復を念願し、そのために努力する」以上の五つが先決条件である。これが完全に履行されてから第六に入る。(6)以上のことが完全に履行されてから日本政府は代表団を北京に派遣して今後の問題について話し合うことができる。代表団の形式、人数は日本政府が決定する。この条件について、廖承志は「これは周総理、陳毅外交部長の代理としての発言したもので、この見解は中国の公式見解であり、また最終的な態度であります」と明言した⁹。これに対して日本政府は絶対に受け入れないと返答した。実は、この間に廖承志は「決して長い期間と思われぬから専業会社、中小企業関係者も我慢してほしい。しかし、中国側に関していえば、5年でも10年でも待つことができ少しも痛痒を感じない」、「今度は中国が静観する番だ」¹⁰と述べて、

両国関係の悪化が長期化することを暗示した。

Ⅱ．事件の背景

長崎国旗事件の背景として、岸内閣の発足と第4次民間『日中貿易協定』の調印の二点が挙げられる。1957年2月25日、石橋湛山の病気による退陣後、岸信介が首相に選ばれた。岸首相がこれまでの石橋の対中政策を変更し、台湾と連携して反共の強硬な姿勢をとった。岸は1957年6月2日、台湾を訪問した際に、大々的に国民政府の「大陸反攻」を支持し、6月4日に、台湾行政院長と共同声明を發表した。「アジアにおいて自由を確保するためには、自由世界の団結を昂揚させなければならぬとするのが両国の指導者の共通の見解であった」と強調した¹¹。その後の1957年9月、台湾総統府秘書長張群が蒋介石総統特使として日本を訪問し、日台で共同反共を呼びかけ、日台共同で反共する姿勢を見せた。しかし、岸内閣は共産主義国家中国を敵視しながらも、貿易を拡大するために「政経分離」政策を執行しようとしていた。岸の対中政策は基本的に政治では中国にきびしい姿勢でのぞむが、経済的な関係は強化するという考え方である¹²。

これに対して、中国側は「政経不可分の原則」を堅持し、岸の反共政策を厳しく批判した。7月25日、周恩来首相は岸が台湾の「大陸反攻」を支持していることに対して、これは「六億の中国人民を公然と敵視していることの現れである」と糾弾した。7月30日の中共中央機関紙『人民日報』は「社説」において「岸信介首相は新中国を敵視し、中日友好関係を破壊、アメリカの政策に追従する危険な道に日本を導こうとしている」と批判した。また、名古屋、福岡で開催予定であった商品展覧会における指紋問題が

起きた。日本政府は日本国内で開催される中国物産展において、滞日期間が60日を超える中国人は例外なく指紋登録に応じる必要があると主張した。これに対して中国側は、中国に対する侮辱であるとして、日本側の主張に応じない姿勢を見せた¹³。

戦後の日中間貿易では、日中間には1952、1953と1955年の三回に及び民間貿易協定が結ばれた。第三次協定を交渉した時、中国側は外交官待遇の代表部の設置などを求め、結果として実現されなかったが、双方ともこれからも続けて努力していくことで一致した。これは第四次貿易協定交渉の課題になった。従って、第三次貿易協定までは、双方がまだ手探りの段階であったのに対して、第四次貿易協定交渉では、中国側は明確に関係の発展を望んでいた。このため、日中経済関係が、経済の枠を超えて政治問題に転化したのである¹⁴。

そして1958年3月5日、戦後日中第4次民間『日中貿易協定』が北京で調印された。第4次民間協定内容は、民間代表部の設置、国旗掲揚の権利などの政治問題にも触れた。協定の覚書の中に「通商代表部はその建物に本国の国旗をかける権利を有する」という内容が盛り込まれた。これに対して、台湾の中華民国政府は直ちに日本に抗議したが、日本国内の事情で、「岸内閣にとって、総選挙だけのためにも第四次協定を調印する必要があった」。さらに、「それを契機に人民政府承認に向かって進み、最終的には『二つの中国』の状態を固定化させるという長期目標を岸がもっていた」¹⁵。

岸首相が「私は協定に同意することはできないが、支持協力はするという事で中共側の了解を得る一方、この措置が中共政権の承認とは無関係であるとする事によって、米国や国府の疑惑を解こうとした。これらの反応を確かめ

るため政府としては、しばらく事態を静観することにした。」と考えていた¹⁶。日本政府は日中貿易拡大の必要性を優先し、第4次民間『日中貿易協定』の「精神を尊重する」という声明を発表した。岸が台湾の蒋介石へ親書を出して、これはあくまで民間貿易に過ぎず、中国承認に繋がるものではないと弁解し、理解を求めた¹⁷。実際の所、協定が現実に効力を持つには、両国の政府の同意が前提である。岸首相は国会での質問答弁で、「国旗条項がそのままなら、調印されても、政府として承認することは困難だと思う」と説明し、協定の政治問題に関わる内容に反対の意向を表明した¹⁸。しかし、実は日本政府は民間貿易機関で中国の「国旗を掲揚する権利を有する」を認めないが、もし本当に掲揚しても、強硬な手段で取り締まるつもりがなかった。この点については、後の長崎国旗事件の時に長崎市役所と外務省の対応から明らかになった。

台湾政府にとって最も肝心なことは日本においての中華人民共和国国旗の掲揚問題であった。1958年3月7日、台湾外交部のスポークスマンは「日中貿易協定の中の代表部と国旗事項に断固として反対する」と発表した。その後、台湾側が日本に経済断交を実施すると通告し、日本に対して決然とした立場を貫く事を表明した。また台湾側はアメリカの日本に対する圧力行使も依頼したが、アメリカ側は台湾側の期待するような積極的対応をしなかった¹⁹。この時、台湾民国政府の駐長崎領事館は所管する九州地区で、中、日、台の間の攻防の最前線となっていた。1958年3月、門司市の博覧会で「中華人民共和国」と標識した展示品が出品され、長崎の領事館から門司市長に抗議し、撤収を求めた。更に長崎領事館は九州地域の華僑団体を組織して、国民政府と岸首相へ打電し、第4次民

間『日中貿易協定』の「民間代表部の設置」に関する条項に反対する声明も発表した²⁰。長崎で開催する「中国切手、剪紙(きりがみ)、錦織展示会」の会場で中華人民共和国の国旗が掲揚されたことに対して台湾側が粘り強く日本政府と交渉していた。4月30日、台湾駐長崎領事館常家鎧領事が長崎市役所を訪ね、中国国旗の掲揚に対して強く抗議した。また、5月1日、長崎県佐藤知事を訪ね、取締りを再度要求した。しかし、長崎市及び佐藤知事が、日中友好協会長崎県支部と相談することだけを承諾し、強硬に制止する権力はないと答えた上で領事館が外務省と交渉するように建議した²¹。東京にある台湾大使館も日本外務省へ口頭抗議したが、日本政府は台湾側の要求を十分に応じなかった。中国国旗の掲揚に対して、台湾側は苦慮し、根本的な解決策を模索していた。このような情勢の下で、長崎国旗事件がついに引き起こされたのである。

Ⅲ．真相究明へのアプローチ

事件発生後、中国国旗を引き降ろした関東の行動は、独自の意思によるものか、誰かの指図なのか、或いは台湾の駐長崎領事館が関与したか、様々の憶測が飛び交った²²。当時の日中友好協会長崎支部理事長は「関という男はきっと誰かにそそのかされたに違いない、その点、背後関係をはっきりするよう警察にも申入れておいた」と明言した。6月24日、長崎地検松岡検事らが台湾駐長崎領事館に行き、常領事と面会した。松岡は、中国国旗の引き降ろしは領事館の命令によるものという噂があったので、領事館と確認するためでしたと述べた。常領事は、領事館は外交交渉のみを通じて中国国旗の撤去を要求した、日本人による国旗引き降ろし事件

とは一切関与ありません。噂は極めて悪意的で、その目的は台湾側の外交交渉と日本人の国旗を引き降ろすことといっしょくたにして、事件を拡大することを企んだと答え、全面的に否定した²³。このように、国旗降ろし事件と長崎の領事館の間に関係性があるかどうかは謎となった。

近年、陳肇斌の『戦後日本の中国政策』の中で、「当時国民政府は長崎国旗事件を画策したと推測される」ことを示唆するものがあった。その理由として、当時の駐日大使である沈觀鼎の回想録『使日鴻爪』の中には次の内容があった。長崎領事館の常領事から、中国の国旗掲揚に対して、日本外務省が長崎市長を通じて日中友好協会長崎支部へ勧告しても、同支部は聞き入れないという報告を受けてから、沈大使が「何らかの方法を講じて、必ず旗を降ろさせろ」と堅く命じた。また、事件後に、長崎国民党分部陳秘書が上京し、大使館に「この日本人（関東を指す）はこの事件で解雇され、資金的助けを求めてきた」と報告した。しかし、陳氏による陰謀説に対する推測は、第一級の史料を用いておらず、謎を完全に解いたとは言えなかった。

横山宏章の「日中破局への道 「五星紅旗」掲揚をめぐる日台交渉と長崎国旗事件」²⁴という論文は、『長崎日日新聞』から以下の記事を引用した。関が長崎署の取調べで、次のように話した。会場にある中国の国旗を見て、「中共崇拜を押しつけられるような圧迫を感じた」、「また村の村会は反共と共産党系の対立がひどく」などと供述し、自らの動機を説明した。更に関が「誰に注意されるまでもなく、あまりにも軽率だった私自身を恥じ入っている」と反省し、特に関が「背後関係など全然なく、全く単独でやったことだ。それだけに政治的に利用されることを一番恐れている」と強調した。横

山が展示会の開催に協力した華僑の一人へのインタビューで、「右翼がさせたのではないかという噂はありましたが、なんら証拠はありません」と話した。事件の翌朝、関東は日中友好協会長崎支部理事長と支部長の自宅を回り、「国旗を取り外したことは悪かった。穏便にして欲しい」と謝罪している。「もし、背後関係をもった確信犯であれば、謝罪に回るはずはない」と横山氏はこのように考えた。また、横山が関東夫人に取材したところ（関本人は1983年に死去）、関東夫人は「恥ずかしい事件で、何もお話したくありません。酒がさめて、自分がしてかしたことに驚いていました」と話した。その他、関東は事件後には解雇されていないことも関夫人から分かった。これによって、横山は「酒の勢いで大胆な行動に出て、酔いがさめるに従って、恐ろしくなって謝罪に回ったかもしれない」、「どう見ても、何らかの陰謀があったとは信じられない」と確信した。更に横山氏は、陳肇斌の本の中には、沈觀鼎の回想の一節「日本青年関東の行為が自発的なものか、唆されたものか、これは謎である」と述べていることに触れていないと指摘し、最後に横山が「陳肇斌が何か勘ぐるのも理解できる。しかし、現段階では、やはり『永遠の謎』に閉じ込められている」という考えを示した。

しかしながら、2008年11月に横山は、台湾外交部より台湾中央研究院近代史研究所档案館に移された外交文書を閲覧して、遂にこの真相を明らかにした。長崎領事館領事兼指導員常家鎧は長崎市政府と交渉しながら、密かに長崎国民党支部秘書王希武と打ち合わせ、秘密裏に当地の反共団体「菊池同盟会」と連絡をとって、この会のメンバーである関東、石橋によって国旗を引き下ろした²⁵。実は台湾外交部より近代史研究所档案館に移された外交文書は基本的にコ

ンピューターを通して、スキャンした資料を見るようになっていたが、横山が資料調査した時に、この資料はまたスキャンされておらず、特別な許可を得て現物を閲覧した。横山の発表した論文の中に、引用した外交文書の新たな档案番号とページ数が示されなかった。2011年11月に筆者はすでにスキャンされた資料を全部調べて、横山がすでに読んだ『長崎匪旗』というファイルの公文書以外に、『駐大阪長崎領事館工作報告』、『駐長崎領事館工作報告』、『往長崎領事館訪僑務』などの数千枚以上の公文資料を読んで、さらに横山論文を補足したいと考えている。

IV．長崎国旗事件の全容

筆者は台湾中央研究院近史所档案館（公文書資料館）の外交部档案からこの「永遠の謎」を解く第一級の史料を全面に調べて、台湾の駐長崎領事館との関係の全容を明らかにしようとした。この決定的な史料が以下のものである。

第一点の史料とは、1958年5月1日18時45分、長崎領事館常家鑑より台北外交部への電報である。その内容は：「（一）日中友好協会長崎県支部が浜屋百貨店で主催した「中国切手、剪紙（きりがみ）展示会」の会場で中華人民共和国の国旗が掲げられた。（二）常領事が長崎市副市長（市長が公出中）へ交渉したが、具体的な返答がない。（三）このことを沈大使へ報告し、続いて日本外務省と長崎県と交渉する。（四）予め有効行動の準備をする」というものでした²⁶。この時点で、史料の中の「予め有効行動」は何らかの出来事が起きるのを暗示している。

第二点の史料とは、1958年5月3日朝8時35

分、即ち事件後の翌朝、長崎領事館領より台北外交部への電報である。電報の内容はまず国旗問題について、長崎県と長崎市当局と交渉の結果を報告し、その後、次のように書かれていた。

「一方、国民党支部王希武秘書と相談した結果、右翼分子三人と共に、2日午後4時20分に展示会の会場に同行し、国旗を強行に引き降ろした。喧嘩をしているところに、一人の日本警察官がやってきて、この3人を国旗と一緒に警察署に連行した。日本人らが中国の国旗に嫌うという理由による犯行と供述したため、本館及び王秘書は皆顔を出さずに済みました」²⁷。この電報によって長崎領事館と事件との関係が裏付けられた。

第三点の史料とは、1958年5月3日17時5分、東京の沈観鼎大使から台北外交部への電報である。その内容は次の通りである。「長崎における国旗の件について、頻繁に常領事からの電話報告を受け、内密に指示することにより、昨日の午後、日本人が国旗を引き降ろし、現在警察署で取り調べを受けているところである。朝刊に「日中友好協会」長崎支部が昨日現行犯を器物損害罪で告訴した。また外務省によれば、この件には大使館の要求に応じて長崎市長に勧告したが、国旗を引き降ろすことを命じなかった、この案は刑法第九十二条には適用しない、といった。私は、この件が今の段階に至って、わが方の目的はすでに果たし、日本側が故意に拡大しようとする以外に、わが方はこれで終了と見なし、選挙中の日本人の心理を刺激することを免れると考える」²⁸。国旗の引き降ろしは東京にある大使館からの指示もあった。

第四点の史料とは、1958年5月31日に、台北中国国民党中央委員会より、外交部葉公超部長（大臣）への電報である。この電報の内容は：「一、本党駐日本の機関の報告によれば、今回

日本の親中共団体「日中友好協会」が長崎で主催する中国切手、切り紙などの展示会の会場に中国の国旗を掲げている。我が駐日大使館及び長崎領事館何度も日本外務省と長崎市役所に取り締まるように交渉したが、聞き入れてくれなかった。困っているところに当たり、我が長崎領事兼指導員常家鎧同志は続いて市役所と交渉しながら、支部秘書王希武同志と秘密に相談し、密かに当地の反共団体「菊旗同盟会」(菊旗同志会? - 筆者)と連絡し、この団体より関東、石橋(清司 筆者)二人を派遣して、中国の国旗を引き降ろした。このような劣悪な情勢の下で、適切な対応で、意外な状況の発生を防ぎ、その措置が周密で、奨励すべき、もって励ましとする。二、我が駐長崎領事兼指導員常家鎧同志は国策を執行し、適当に処置し、本会により賞状を授与する以外に、この電報を出して、事情を斟酌して奨励すれば幸甚である」というものである²⁹。事件後、国民党中央部はこれらを認め、賞賛した。

第五点の史料とは、1958年8月4日、台湾国家安全局第3組の周海通より外交部黄少谷部長への「通知書」の中に台湾関連部署(国家安全局第三組、外交部僑務委員会など)の長崎国旗事件について、開かれた会議の結論の知らせというものがあった。その中に「長崎国旗事件後共匪の岸信介内閣への批判はさらに激しくなり、更に日本と共匪の間は貿易停頓状態に陥り、大きな政治的影響を与えた。台湾側は今後『菊池同盟会』と協力を継続するために対日工作費用の中から同盟及びその会員である関、石橋に現金を贈与し慰問の意を表す。この現金は長崎支部秘書王希武の手によって密かに渡される。」という内容があった³⁰。事件後台湾の諜報機関も関与し、日本の右翼団体に資金贈与の形で慰問した。

第六点の史料とは、1959年3月3日長崎領事館より台北外交部への電報である。関東はその後失業し、生活は苦しくなったというものである。沈大使の決裁によって数回補助金を関に渡した。また、関は大洋漁業という会社に再就職したが、会社の理事が国旗事件について関に質問し、更に関に本領事と面会するように唆した。これに対して、関は躊躇っていた。以上の状況に対してどう対処すべきか、長崎領事館は台北外交部に報告した³¹。これに対して、外交部の返事は、「領事館は出来るだけ関との接触を避ける。面会が必要の時でも、国民党との関係を薄める」という指示を出した。その他についても「これからは精神面で励ましに切り替え、物質的援助を要求することに終わりがないので、できるだけ避ける」、「できれば、華僑の紹介で別のところに就職させるようにする」というものであった³²。3月11日、台湾駐日大使沈觀鼎より長崎常領事に「国旗事件の秘密は絶対に漏洩しないように、もし漏洩すれば、我が国の名誉を傷つけることだけではなく、日本から我々の反感を買い、日匪国交正常化を主張する人によって利用され、不利な立場に追い込まれる。長崎領事館はこの案に対して必ず慎重に対処しなければならない。関との接触をできるだけ避け、王希武は関とよく交際しないほうがいい。会う時には、国民党党員の身分としてはなく、反共分子の立場に立って交際し、国民党との関係を薄める」という趣旨の電報を打った³³。1959年3月14日、外交部よりそれぞれ駐日沈大使と長崎領事館の常領事にも同じ内容の電報を打った³⁴。事件の後、台湾側は機密漏洩を必死に防いだ。

また、参考として、次の二点の史料にも意味深く関係していると考えられる。

其の一、1957年5月分の長崎領事館『工作報

告書』の中に、内容は次の通りである。「本館は各種の反共雑誌、図書を受け取って、定期的に管区内の華僑団体、華僑学校、党部、留学生、日本民間反共団体、反共する在日韓国人、九州各県図書館と大学に配った」³⁵。これにより、駐長崎領事館は日本の右翼団体との間に往来があることを見て取れる。また、長崎領事館の月度『工作報告書』のなかに「本党駐長崎直属支部」の「秘書王希武」の名前が数多く確認され、領事館と王秘書は頻りに接触していたことが見て取れる。

其二、1958年5月9日18時、東京にいる沈大使が台北外交部に出した電報の中に日中友好協会長崎支部の主催する抗議大会に対応するため、大使が長崎常領事に「3万円を支給し、活用してほしい」と指示した³⁶。この3万円は正式外交用途以外で、秘密工作の費用だったことも想像できる。

これによって、長崎国旗事件とは、台湾の再三の交渉に対して、日本側は積極的に応じない状況で、駐長崎領事館の常領事と国民党支部の王秘書が内密に相談し、東京にある大使館からの指示の下に、日本の右翼反共団体の協力を得て、右翼反共団体の人間によって中国国旗を引き降ろしたのが真相だと明らかになった。

V. 長崎国旗事件の意味

長崎国旗事件より、日中台の間にそれぞれの思惑が表れた。日本の岸政権は反共的立場であったが、「政経分離」政策を執行し、中国政府を承認しない一方民間貿易の拡大を図り、第4次民間『日中貿易協定』が触れた政治問題に曖昧な態度をとった。しかし、その結果は岸も予想できなかった。「国旗を引き下ろした人は右翼です。多くの人は岸信介が右翼につながっ

ていると思っています。しかし、長崎国旗事件を行なった右翼は岸信介の政策の邪魔をしています」³⁷。

一方、台湾国民政府は岸内閣の反共姿勢を歓迎し、台湾海峡の緊張情勢の下でさらに強く期待したが、日本政府の国旗問題についての消極的な対応に一層不満を抱き、焦ってその行動を起こしたと考えられる。

中国側では、岸内閣の反共政策を警戒して、特に第4次民間『日中貿易協定』をめぐる日本政府・自民党の対応こそが、「過去数年にわたって努力してきた『積み重ね方式』の限界を痛感させ、もはや岸内閣のもとで交渉を続ける意味がないと、断絶を決意させた最大の原因である」³⁸。毛里和子氏によれば、この日中間の断絶は「第一に政経分離がいかに脆いかということ、第二にそれぞれの国内政治、政権担当者によって揺らぐ関係だったこと、第三に直接的には、台湾の動きが日中間貿易の進展とその政府化を阻む決定因(ママ - 筆者)になったこと、などを示していよう。冷戦期、対立する国家間での民間貿易の宿命といえるかも知れない」と指摘した³⁹。これによって、中国の対日政策は新たな転換期を迎えた。清水麗はこの事件を「その後の日中関係の構造を作り出す上で一つの転換点となった」と言った。即ち中国の対日アプローチはそれまでの「積み上げ」方式より、「自民党議員が脱退して野党的存在となった日中貿促議連を中心的相手とはみなさず、また慎重ムードの強い自民党のなかの有力者を取り込むことによって、中国に友好的な人士との連携をはかるようになった」⁴⁰。長崎国旗事件は戦後日中関係における大きな転換点で、台湾側は強硬な手段に出て日本の右翼反共団体を唆し、中国国旗を引き降ろしたことは、当時の日中台間の対立と交渉の激しさを物語っている。

注

- 1 横山宏章(2003)「日中破局への道 「五星紅旗」掲揚をめぐる日台交渉と長崎国旗事件」、県立長崎シーボルト大学『「教育研究高度化推進費B」に係る研究報告書』平成15年度、255～273ページ。
- 2 同上。
- 3 「陳毅副総理兼外交部長の長崎国旗事件等に関する談話」、安藤正士・小竹一彰編(1994)『原典中国現代史』第8巻『日中関係』岩波書店、81～82ページ。
- 4 中国外交部档案、档案番号：105 - 00379 - 01(1)
- 5 『朝日新聞』1958年5月11日。
- 6 日中貿易促進会の記録を作る会(2010)『日中貿易促進会 その運動と軌跡』同時代社、97ページ。
- 7 陳肇斌(2000)『戦後日本の中国政策 - 1950年代東アジア国際政治の文脈』東京大学出版会、302～303ページ。
- 8 古川万太郎(1988)『日中戦後関係史』原書房、157ページ。
- 9 「佐多忠隆参議院議員(社会党)の中国訪問報告」、『世界と日本データベース』東京大学東洋文化研究所田中明彦研究室。
- 10 『日中貿易議連週報』第148号、1958年8月5日。
- 11 「岸信介総理大臣と兪国華行政院長との共同声明」、安藤正士・小竹一彰編、前掲書、78～79ページ。
- 12 孫崎享(2012)『戦後の正体 1945 - 2012』創元社、216ページ。
- 13 山影統「中国の対日経済外交と廖承志の役割」、王雪萍編著(2013)『戦後日中関係と廖承志 中国の知日派と対日政策』慶応義塾大学出版会、88ページ。
- 14 同上書、87ページ。
- 15 陳肇斌、前掲書、262～263ページ。
- 16 岸信介(1983)『岸信介回顧録』広済堂出版、410～411ページ。
- 17 横山宏章(2003)、前掲論文。
- 18 古川万太郎、前掲書、148ページ。
- 19 横山宏章、前掲論文。
- 20 台湾中央研究院近史所档案館所蔵『外交部档案』、档号：010.15 / 0002、174～175ページ。
- 21 台湾中央研究院近史所档案館所蔵『外交部档案』、档号：005 29 / 0011、5ページ、16ページ。
- 22 横山宏章(2003)、前掲論文。
- 23 台湾中央研究院近史所档案館所蔵『外交部档案』、档号：005 29 / 0011、119～122ページ。
- 24 『東亜』439号(2004年1月号)、441号(同3月号)、444号(同6月号)、445号(同7月号)及び県立長崎シーボルト大学『「教育研究高度化推進費B」に係る研究報告書』平成15年度。
- 25 横山宏章(2008.4)「封印が解かれた長崎国旗事件の「真相」-台湾外交部の外交文書から」、『東亜』502号、64～70ページ。
- 26 台湾中央研究院近史所档案館所蔵『外交部档案』、档号：005 29 / 0011、6ページ。
- 27 台湾中央研究院近史所档案館所蔵『外交部档案』、档号：005 29 / 0011、15～16ページ。
- 28 台湾中央研究院近史所档案館所蔵『外交部档案』、档号：005 29 / 0011、17ページ。
- 29 台湾中央研究院近史所档案館所蔵『外交部档案』、档号：005 29 / 0011、112ページ。
- 30 台湾中央研究院近史所档案館所蔵『外交部档案』、档号：005 29 / 0011、216～217ページ。
- 31 台湾中央研究院近史所档案館所蔵『外交部档案』、档号：005 29 / 0011、154～155ページ。
- 32 台湾中央研究院近史所档案館所蔵『外交部档案』、档号：005 29 / 0011、158ページ。
- 33 台湾中央研究院近史所档案館所蔵『外交部档案』、档号：005 29 / 0011、160～161ページ。
- 34 台湾中央研究院近史所档案館所蔵『外交部档案』、档号：005 29 / 0011、167～168ページ。
- 35 台湾中央研究院近史所档案館所蔵『外交部档案』、档号：010.15 / 0001、215ページ。
- 36 台湾中央研究院近史所档案館所蔵『外交部档案』、档号：005 29 / 0011、ページ26。
- 37 孫崎享(2012)、前掲書、217ページ。
- 38 古川万太郎(1988)前掲書、150ページ。
- 39 毛里和子(2006)『日中関係 戦後から新時代へ』岩波新書、42～43ページ。
- 40 清水麗「日華関係再構築への模索とその帰結 一九五八 - 七一年」、川島真・清水麗・松田康博・楊永明(2009)『日台関係史 1945 - 2008』東京大学出版会、71ページ。

参考文献：

日本語：

- 横山宏章(2003)「日中破局への道 「五星紅旗」掲揚をめぐる日台交渉と長崎国旗事件」、県立長崎シーボルト大学『「教育研究高度化推進費B」に係る研究報告書』平成15年度。
- 横山宏章(2008.4)「封印が解かれた長崎国旗事件の「真相」-台湾外交部の外交文書から」、『東亜』502号。
- 陳肇斌(2000)『戦後日本の中国政策 - 1950年代東アジア国際政治の文脈』東京大学出版会。
- 古川万太郎(1988)『日中戦後関係史』原書房。
- 孫崎享(2012)『戦後の正体 1945 - 2012』創元社。

- 王雪萍編著(2013)『戦後日中関係と廖承志
中国の知日派と対日政策』慶応義塾大学出版
会。
- 安藤正士・小竹一彰編(1994)『原典中国現代
史』第8巻『日中関係』岩波書店。
- 岸信介(1983)『岸信介回顧録』広済堂出版。
- 毛里和子(2006)『日中関係 戦後から新時代
へ』岩波新書。
- 川島真・清水麗・松田康博・楊永明(2009)『日
台関係史 1945 - 2008』東京大学出版会。
- 田中明彦(1991)『日中関係 1945 - 1990』東
京大学出版会。
- 緒方貞子著、添谷芳秀訳(1992)『戦後日中・
米中関係』東京大学出版会。
- 西村成雄(2004)『20世紀中国の政治空間』青
木書店。
- 毛里和子(2001)『現代中国政治』名古屋大学
出版部。
- 中嶋嶺雄編(2005)『中国現代史』有斐閣選書。
- 川島真(2007)『中国の外交』山川出版社。
- 国分良成(1999)『中華人民共和国』ちくま新
書。
- 天児慧(2003)『中国とどう付き合うか』日本
放送出版協会。
- 家近亮子他(2007)『岐路に立つ日中関係』晃
洋書房。
- 中国語：
中国外交部・中央文献研究室編(1990)《周恩
来外交文选》中央文献出版社。
- 中央文献研究室編(2007)《周恩来年谱》(中)
中央文献出版社，第二版。
- 台湾中央研究院近代史所档案館所蔵『外交部档案』
中国外交部档案館所蔵『外交档案』